

次の【記述】中の①から⑧までの（ ）内に後記の【語句群】から適切な語句を入れた場合、（ ）内に入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【記述】

「犯罪の終了時期に関し、各犯罪は即成犯、(①)及び(②)に区別される。殺人罪は即成犯であり、(③)は(①)であり、(④)は(②)である。ある犯罪が(①)か(②)かの区別は、(⑤)の起算時期や(⑥)の成立範囲に影響があるとされる。この区別の基準について、実行行為を基準にする考え方と法益侵害を基準にする考え方がある。被害者を部屋に閉じ込めた後、行為者が眠ってしまった監禁の事例について、前者の考え方は、被害者を閉じ込めたまま解放しないことを実行行為と評価して継続犯であるとするのに対し、後者の考え方は、(⑦)を理由に継続犯であるとする。さらに、前者の考え方は、傷害罪について、一回の暴行によって傷害を発生させたような一般的な態様の場合は、(①)とするが、(⑧)のような特別な態様の場合は、(②)であるとする。」

【語句群】

- a. 継続犯 b. 状態犯 c. 窃盗罪 d. 監禁罪
- e. 刑の時効 f. 公訴時効 g. 間接正犯 h. 共犯
- i. 不作為による実行行為が継続していること
- j. 被害者の移動の自由が刻々と侵害されていること
- k. 身体を動かすたびに傷害を負うように被害者の身体をきつく縄で縛り継続的に傷害を与えた事例
- l. 刃物で被害者の手の指を切断し被害者の物をつかむ機能を永続的に侵害した事例

- 1. ①b③c⑤e 2. ①a④d⑥g
- 3. ②a④c⑦i 4. ③c⑦j⑧k
- 5. ⑤f⑥h⑧l

「犯罪の終了時期に関し、各犯罪は即成犯、(① b. 状態犯) 及び (② a. 継続犯) に区別される。殺人罪は即成犯であり、(③ c. 窃盗罪) は (① b. 状態犯) であり、(④ d. 監禁罪) は (② a. 継続犯) である。ある犯罪が (① b. 状態犯) か (② a. 継続犯) かの区別は、(⑤ f. 公訴時効) の起算時期や (⑥ h. 共犯) の成立範囲に影響があるとされる。この区別の基準について、実行行為を基準にする考え方と法益侵害を基準にする考え方がある。被害者を部屋に閉じ込めた後、行為者が眠ってしまった監禁の事例について、前者の考え方は、被害者を閉じ込めたまま解放しないことを実行行為と評価して継続犯であるとするのに対し、後者の考え方は、(⑦ j. 被害者の移動の自由が刻々と侵害されていること) を理由に継続犯であるとする。さらに、前者の考え方は、傷害罪について、一回の暴行によって傷害を発生させたような一般的な態様の場合は、(① b. 状態犯) とするが、(⑧ k. 身体を動かすたびに傷害を負うように被害者の身体をきつく縄で縛り継続的に傷害を与えた事例) のような特別な態様の場合は、(② a. 継続犯) であるとする。」